

地方談話会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

1. 総 則

一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の目的の達成及び事業の発展のため、地方談話会をおく。

2. 地方談話会の構成

地方談話会は、特定地方の本会会員をもって構成する 20 名以上の集会である。

3. 組 織

- 1) 地方談話会の設置を希望する場合は、会員 10 名以上の連記により、責任者（希望する談話会会長 1 名、談話会副会長 1 名以上）を定めて会長に申請を行う。
- 2) 地方談話会の設置は、理事会の議決を経て、総会に報告する。
- 3) 談話会会长・副会長は、理事会において審議の上、会長が委嘱する。
- 4) 談話会会长・副会長の任期は 4 年とし、重任を妨げない。また任期途中で交代する場合は、当該地方談話会において引継ぎ者を定めて会長に申請し、理事会の承認を得る。
- 5) 設置を認められたときは、その旨を会誌会告欄に掲載し、更に参加者を公募するものとする。
- 6) 地方談話会に参加を希望する本会会員は談話会会长に書面をもって届け出て、登録する。
- 7) 地方談話会の継続期間は 8 年間とし、継続の可否は理事会において審議する。
- 8) 地方談話会を解散するときは、理事会に諮り、理事会の議決を経て、総会に報告する。

4. 運 営

- 1) 談話会会长・副会長は地方談話会を年 2 回以上開催するものとする。
- 2) 一般会員が容易に参加できるように、その開催日時及び場所を設定し、開催当日以前に発行される会誌会告欄および本会ホームページに掲載するとともに、談話会会員には直接開催通知を連絡するものとする。
- 3) 談話会会长は地方談話会開催後 10 日以内に報告書を本部宛送付するものとする。
- 4) 談話会会长は地方談話会の活動状況を 2 年に 1 回以上会誌にて報告（1 頁程度）しなければならない。
- 5) 地方談話会は他の学協会と共同して行事を行うことができる。ただし、事前に理事会の承認を得るものとする。
- 6) 談話会会长に事故あるときは談話会副会長がその職務を代行する。

5. 会 計

- 1) 地方談話会は本部より年度ごとに予算の支給を受ける。
- 2) 運営上必要な場合は参加者より特別会費等を徴収することができる。
- 3) 地方談話会の談話会会长は総会後送付される予算額および参加者から徴収した特別会費等について責任をもって会計を行い、年度末に本部へ会計報告するとともに清算し、その監査を受けなければならない。
- 4) 地方談話会が、一般に公開し会費を徴収するような行事を行う場合は、理事会に収支予算を含めた計画書を提出し承認を得なければならない。また、終了後は速やかに収支決算を理事会に報告する。
- 5) 地方談話会が理事会の承認を得た定期的に定着した行事あるいは大規模な特別企画を進める場合は、理事会の承認を得て、地方談話会の年度予算とは別に、地方行事費として予算を計上することができる。また、終了後は速やかに収支決算を理事会に報告する。
- 6) 地方談話会が、前項で述べた大規模な特別企画（例えは国際会議等）を進める場合は、理事会の承認を得て、3)～5) 項に定めた収支決算の剰余金を準備金として積み立てができる。

7) 源泉徴収の必要な場合はこれを行い、本部事務局を通して納付する。

8) 原稿料、講演料、旅費、手伝い謝礼等は原則として一般社団法人粉体工学会会計規程による。

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）